

藤沢市議会ハラスメントの防止に関する条例

制定 令和6年12月12日条例第28号

昨今、政治の場におけるハラスメント行為が大きな社会問題となっている。

藤沢市議会は市政発展のために議論する場であり、二元代表制の下、藤沢市民から負託を受けた代表者たる藤沢市議会議員は議会での議論を通じ、意思決定を行い、藤沢市職員は市民全体の奉仕者として公共の利益のため職務を遂行する。議員と職員は、その立場は違えど、市民生活の向上のため互いの立場を理解し尊重しなければならない。

ハラスメントは、業務への支障にもつながり、市民のための健全な議論を妨げ、ひいては市民サービスが低下し、市民のみならず社会からの信用及び信頼を失わせることとなる。よって藤沢市議会は、ハラスメントの未然防止に努めることを決意する。

(目的)

第1条 この条例は、議員によるハラスメントを防止するための措置等を講ずることにより、議員及び職員が尊重された職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントをいう。

2 この条例において「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、当該相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は当該相手方の職場環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。）を害することとなるものをいう。

3 この条例において「セクシャル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手方に不快感を与える行為又はその行為により当該相手方の職場環境を害し、若しくは勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。

4 この条例において「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」とは、妊娠したこと、出産したこと、妊娠もしくは出産に起因する症状により勤務（議員としての活動を含む。）をすることができないことに対する言動又は妊娠、出産、

育児、若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動でその者の職場環境を害することとなるものをいう。

5 この条例において「申立人」とは、ハラスメントによる被害を申し立てる者をいう。

6 この条例において「被申立人」とは、申立人がハラスメントを行ったとする者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、議員が議員又は職員に対して行ったハラスメントに関し生じた問題について適用する。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止に努め、そのための必要な調査及び研修等を定期的に行なう必要がある。

2 ハラスメントが疑われるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、ハラスメントが議員及び職員の尊厳を傷つけ、労働意欲を低下させ、職場環境を害することを自覚するとともに、市民の代表として、議員及び職員の人格を尊重した活動を行なう必要がある。

2 議員はハラスメントがあったと疑われたときは、自ら疑惑の解消にあたるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる言動と思料される事態に遭遇したときは、厳に慎むべき旨を指摘する等の対応に努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談を受けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 ハラスメントによる被害を受けたと感じる、又はその事実があると思料する職員又は議員（以下「相談者」という。）は、相談窓口に対し、ハラスメントに関する相談をすることができる。

3 相談窓口は、ハラスメントに関する相談があった場合、相談者の意向を確認の上、その内容を議長に報告する。

(ハラスメント対策委員会の設置)

第7条 議長は、相談窓口からハラスメントに関する報告を受けた場合は、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、相談窓口の報告に対し、その事案の内容に応じて、事実関係の把握、当該事案の解決に向けた紛争に係る当事者間の調整その他必要な対応を行うものとする。

（申立て等）

第8条 相談者は、委員会に対し、前条第2項に規定する対応によりその解決が図られない事案について、書面により事実関係の調査を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の規定による申立てを受領したときは、その内容について、別に定める基準に該当する場合を除き、申立てを受理するものとする。

（ハラスメント調査・審査会の設置）

第9条 委員会は、前条第2項の規定による確認の結果、前条第1項の規定による申立てを受理したときは、議長は、事実関係の調査等を行うための、第三者的立場にある者で構成されるハラスメント調査・審査会（以下「調査・審査会」という。）を設置する。

（調査・審査会の実施）

第10条 調査・審査会は、次に掲げる事項について調査、審査及び決定等を行い、結果を議長に報告する。

- (1) 事実認定
- (2) ハラスメントの該当性
- (3) 公表その他必要な措置に関すること

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

（議員の協力義務）

第11条 被申立人は、第10条第1項に規定する調査、必要な資料の提供、調査・審査会への出席等を求められたときは協力しなければならない。

（弁明）

第12条 議長は、第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認められ、当該ハラスメントを行った議員（以下「当該議員」という。）の氏名の公表を行う必要があると判断された場合、当該議員に、調査・審査会に対する弁明の機会を与えなければならない。

(再発防止措置)

第13条 議長は、調査・審査会の結果に基づき、議会における対応が必要と認めるときは、被申立人又は全議員に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の再発防止措置を講ずるものとする。

(公表等)

第14条 議長は、第10条第1項に規定する調査によりハラスメントに該当することが認められた場合、調査・審査会の結果に基づき当該議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

(プライバシーの保護)

第15条 議員、委員会及び調査・審査会の委員その他事案の処理に携わる者は、事案に係る関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(措置等の代行)

第16条 議長が第6条第2項に規定する相談の対象又は被申立人(以下「対象者」という。)となったときは、この条例において議長が行うこと又は議長に行うこととされている措置等は、副議長が又は副議長に対して行うものとする。

2 議長及び副議長がともに対象者となったときは、対象者に該当しない年長の議員が又は年長の議員に対して行うものとする。

(継続的な検討)

第17条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われたハラスメントについて適用する。